

立川市農業委員会委員及び立川市農地利用最適化推進委員の定数条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の公布による。

## 立川市農業委員会委員及び立川市農地利用最適化推進委員の定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、立川市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）及び立川市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、3人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 立川市農業委員会委員選挙定数条例（昭和56年立川市条例第4号）は、廃止する。